

平成27年3月3日(火)

発 言 者	発 言 内 容
	<p>皆さんこんにちは。ただ今より総会を始めたいと思います。さて、本日の配布資料等ですが、(確認する)</p> <p>それでは、本日の委員の出席状況ですが、14番 江本正二 委員、17番 瀧口陸雄 委員、35番 清末芳晴 委員が欠席ですので、委員37名中34名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、「国東市農業委員会会議規則」によりまして、会長の本総会の開会宣言及び議事進行をよろしくお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p> <p>それでは、本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。11番 小縣多津子 委員、12番 木元健 委員を指名いたしますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは、議事に入ります。議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をしてください。</p> <p>議案第7号第3条申請についてご説明させていただきます。案件は5件でございます。</p> <p>まず、申請番号8号でございますが、土地は国東町 [REDACTED] 地目は田 面積682㎡です。</p> <p>渡人は、国東町 [REDACTED] 歳。受人は、国東町 [REDACTED] 歳です。</p> <p>申請事由は、渡人の高齢のための管理困難による農地の処分と、受人の経営規模拡大のための贈与による所有権移転です。土地は農用地区域内農地です。</p> <p>また、受人の経営面積は5,445㎡ですので、下限面積要件は問題ありません。</p> <p>次に、申請番号9号でございますが、土地は国東町 [REDACTED] 地目は田 面積469㎡です。</p> <p>渡人は、静岡県裾野市 [REDACTED] 歳。受人は、国東町 [REDACTED] 歳です。</p> <p>申請事由は、渡人の県外在住のための管理困難による農地の処分と、受人の経営規模拡大のための贈与による所有権移転です。土地は農用地区域内農地です。</p>

また、受人の経営面積は7, 512㎡ですので、下限面積要件は問題ありません。

次に、申請番号10号でございますが、土地は国東町[REDACTED]
[REDACTED] 地目は田 面積647㎡及び同所字森田1157番
地目は田 面積610㎡です。

渡人は、福岡県古賀市[REDACTED]
[REDACTED] 歳です。受人は、国東町[REDACTED] 歳です。

申請事由は、渡人の県外在住のための管理困難による農地の処分と、受人の経営規模拡大のための売買による所有権移転です。土地は農用地区域内農地です。

また、受人の申請地取得後の経営面積は5, 516㎡ですので、下限面積要件は問題ありません。

次に、申請番号11号でございますが、土地は国東町[REDACTED]
[REDACTED] 地目は畑 面積232㎡を始めとする合計6筆
合計面積8, 207㎡です。

渡人は、国東町[REDACTED] 歳です。
受人は、同所[REDACTED] 歳です。

申請事由は、経営移譲による親から子への贈与による所有権移転です。土地は120番2が第2種農地で、他の5筆が農用地区域内農地です。

また、受人の経営面積は10, 272㎡ですので、下限面積要件は問題ありません。

最後に、申請番号12号でございますが、土地は国東町[REDACTED]
[REDACTED] 地目は田 面積1, 035㎡です。

渡人は、東京都三鷹市[REDACTED]
[REDACTED] 受人は、国東町[REDACTED] 歳です。

申請事由は、渡人の県外在住のための管理困難による農地の処分と、受人の経営規模拡大のための売買による所有権移転です。土地は農用地区域内農地です。

また、受人の申請地取得後の経営面積は5, 737㎡ですので、下限面積要件は問題ありません。

以上、申請案件の5件全てにおいて、農地法第3条第2項の各号に規定されている、農地等の権利移動の制限には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上でございます。

続きまして、担当農業委員の方々より説明をいただきたいと思いますが、申請番号11号を除きまして、申請番号8号、9号、10号、12号についてまずご審議をいただきたいと思います。

申請番号8号について、28番 高木正勝 委員に説明をお願いします。

8号について説明をいたします。

この土地はずっと■■■■さんが管理しながら耕作していたのですが、もうどうしても管理できなくなって処分したいとのことです。問題はないと思います。

続きまして24番 段題紀光 委員に説明をお願いいたします。

9号について説明をいたします。

場所は、■■■■中学校より500mくらい行った影平側にあります。そこに御宮がありますがその横です。

現在は■■■■さんが耕作しており、■■■■さんは県外在住で帰ってくる予定はなく、管理困難ということで申請をしました。問題はないと思います。

それでは申請番号10号について、30番 金澤信之 委員をお願いします。

10号について説明いたします。

場所は、国道から小原線を500mほど登ってさらに山際へ200mほど入った所です。

この土地は昔は池の水で稲作をしていたんですが、今ではその近所は水がなく植えておりません。

■■■■さんは県外在住で帰る見込みはなく、いとこの秀幸さんに譲るといことです。よろしくお願いします。

次に申請番号12号につきまして28番 高木正勝 委員に説明をお願いします。

申請番号12号について説明をいたします。

■■■■さんはずっとこの土地を管理しておりまして、所有者が東京に住んでおり帰る予定はなく、処分したいということで売買することになりました。

問題はないと思いますのでよろしく審議をお願いいたします。

事務局並びに担当農業委員から8号、9号、10号、及び12

号について説明がありましたが、ご質疑等ございませんでしょうか。

申請番号10番ですが、84歳の方が経営規模を拡大するんですか。

渡人の希望による所が大きいのでしょうか。誰か耕作しているんですか。

近所にお孫さんが住んでいて耕作しています。

わかりました。何かご質疑等ございませんでしょうか。

質疑もないようですので、議案第7号の申請番号8号、9号、10号、12号を承認する方の挙手を求めます。

(挙 手)

挙手多数により、議案第7号の申請番号8号、9号、10号、12号を承認させていただきました。

次に、申請番号11号ですが、この案件は[REDACTED] 委員が申請人となっていますので、議事参与の制限により当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

([REDACTED] 退席する)

それでは、この案件につきましては27番 黒木英生 委員に説明をお願いします。

11号について説明いたします。親子間の贈与ですので問題はないと思います。

黒木委員のご説明をいただきました。

この件につきましてご質疑等ございませんか。

質疑等も無いようでありますので、議案第7号申請番号11号の承認をされる方の挙手を求めます。

(挙 手)

ありがとうございました。

挙手多数により、議案番号11号を承認いたします。

事務局は、退席しています [REDACTED] させていただきます

い。

([redacted] 入室・着席する)

[redacted]さん、申請番号11号は承認されましたことをご報告いたします。

[redacted]でしたけれども承認をいただきありがとうございました。

それでは次に議案第8号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

議案第8号についてご説明いたします。案件は2件でございます。

申請番号17号は12月及び1月の保留案件でございますが、土地は国見町 [redacted] 地目は畑 面積363㎡です。

申請人は、国見町 [redacted] 歳です。申請事由は、申請地に出力8.2kwの太陽光発電施設を設置するためです。すでに整地し、パネルを設置するためのコンクリートの土台を作っているため追認の申請であります。

次に、申請番号2号でございますが、土地は国東町 [redacted] 地目は畑 面積6,540㎡です。

申請人は、国東町 [redacted] 歳です。申請事由は、農地として管理困難のため植林して管理するためです。

申請者及び前所有者が一部に既にクヌギを植えているため一部追認の申請となっています。土地は第2種農地です。

以上でございます。

それでは担当農業委員の説明をお願いします。

申請番号17号については12月及び1月の保留案件ですので、申請番号2号について、11番 小縣多津子 委員に説明をお願いします。

申請番号2号の説明をいたします。

[redacted]さんは10年程前に大阪の方から来られて、前の人の土地を続いて管理していたようです。面積が広く草刈などの管理がすごく大変なので、クヌギを植えて山林として管理していきたいということで問題はないと思います。

事務局そして担当農業委員の方より説明いただきました。
申請番号2号の一部追認というのは、始末書が出ているんですか。

今回植林する部分は約2,000㎡で、全体の3分の1弱です。他の部分は、防風林や■■■さんが既に植林した部分、土地を購入する以前に前所有者が植林した部分があります。

■■■さんがすでに植林した部分について■■■さんから始末書を取っています。

ただ今事務局並びに担当農業委員から説明がありましたが、ご質疑等ございましょうか。

質疑もないようですので、議案第8号を承認する方の挙手を求めます。

17号はどうするんですか。

17号については昨年から2回にわたって議論していますので、改めて説明は必要ないと考えます。

承認しろということですか。

いいえ。質疑を求めたところ、何もなかったので挙手を求めたということです。

申請番号2号についてだけかと思いました。17号については意見がある方がいるのでは。

意見があれば申し出てください。

ここで通すということは、今後このような案件が出た時に通さないとおかしいことになるが、皆さんがそれでよければ仕方がない。私は反対だが。

私も反対です。こんなのを通したらいけない。

なぜ反対するかというと、この業者は西国東、豊後高田、宇佐方面でやっている業者なんですけど、そこで仕事が出来なくなって、国東に来ているんです。

始末書だけで現況は何も変わっていないのなら認めるべきではない。

先月、更地に戻させるという話だったのでは。

ならそうさせないと。事務局が現地を見て状況が変わったら議案にすればいい。

このままであれば認められない。なぜ事務局は却下せず、ここに上げてくるのか。

今回これを認めないとすれば、過去に承認した追認案件との整合性が問われると思います。

違反だとわかってやっているのが問題なんです。知らなかったのならまだ許せるが。業者は知っていてやっている。法律違反なんです。

県の諮問会議でも追認案件はたくさん上がってきます。太陽光発電施設の追認申請もあります。

許可条件のひとつとして転用者の信用性があります。過去に違反転用をして再び繰り返したなら認めないことも考えられますし、その場合は裁判になっても争えると思います。

しかし今回はそこまでいえないのではと思います。業者は西国東で問題を起こしているということですが、4条申請なので転用者はあくまで■■■■さん個人です。

■■■■さんはお仕事は何をされていたのですか。

■■■■に勤めていました。

だったら農地について知っていたかもしれませんね。

これを認めるなら農業委員会など必要ないのでは。国東市農業委員会は解散したほうがいい。

確かに問題のある案件なので一回は保留にした。そして業者からの始末書をとった2回目も保留にして、簡単にはいかない案件なんだと知らしめたわけです。

私は承認すべきだと言っているわけではない。皆様のご意見

をお聞きしているんです。

他にご意見がなければ決を採りたいと思いますが。

それでは認めることになる。これを認めてはいけない。

それは採決してみなければわからない。承認に賛成の意見は出ていませんし、意見を言われていない方も多いですし。

元に戻させればいい。簡単なことでしょう。

こういう問題を採決をするのはどうかと思う。認めるべきではありません。

いや議会でも何でもそうですが、最後は採決です。

事務局も相談があったら、じゃあ追認してくださいと簡単に言いすぎるのでは。わたしも今抱えている案件があるのですが、もう少し厳しく対処してもいいと思います。

■さんは農振除外の手続きはされましたし、今後違反はしないという始末書も出しています。

是非承認されますようお願いします。

では、採決をすることにいたします。

第2号議案について申請番号17号を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

賛成が20名です。34名中20名の賛成ですので議案11号申請番号17号を承認いたします。

次に、議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

議案第9号についてご説明いたします。案件は2件でございます。

まず、申請番号4号でございますが、土地は■

■ 地目は田 面積726㎡です。

渡人は、国見町。受人は、国見町■

歳です。

申請事由は、申請地が水の確保が難しく田として利用が困難なため、電気工事及び家電等の販売・修理業を営む受人が資材置場用地として利用するためです。

権利の設定は所有権の移転で、土地は第2種農地です。

次に、申請番号5でございますが、土地は武蔵町

地目は畑 面積1,620㎡及び同所

地目は畑 面積1,200㎡です。

貸主は、武蔵町 歳。借主は、同所 歳です。

申請事由は、貸主が農地として管理困難なため、借主が出力160.14kwの太陽光発電施設を設置するためです。

両者の間ではすでに隣接地で出力449.82kwの太陽光発電施設を設置しており、今回はそれに増設するものとなります。

権利の設定は賃借権の設定で、土地は第2種農地です。

以上でございます。

続きまして、担当農業委員の説明をお願いします。

議案第9号申請番号4号について、34番 坂本啓一 委員に説明をお願いします。

4号について説明いたします。

さんは現在、区の土地を借りて資材置き場にしてありますが、区の土地なので買うことができず、新たに資材置き場を作りたいとのことで、問題はないと思います。

次に、申請番号5号について、20番 末清弘己 委員に説明をお願いします。

すでにさんと の間で太陽光発電施設が設置されていて、今回それに増設するという事です。排水路などもできており問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

ただ今事務局並びに担当農業委員から説明がありましたが、質問や意見はありませんか。

質疑もないようですので、議案第9号を承認する方の挙手を求めます。

(挙 手)

挙手多数により、議案第9号を承認します。

次に、議案第10号 農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。

議案書の5ページをご覧ください。

議案第10号 農用地利用集積計画の利用権設定についてご説明いたします。

今月の利用権設定は、総数で164筆、面積226,034㎡です。内訳は、新規設定が125筆 面積178,524㎡。更新設定が39筆 面積47,510㎡です。

また、地区別の内訳は、国見地区が8筆 9,211㎡。国東地区が97筆、150,864㎡。武蔵地区が40筆、46,003㎡。安岐地区が19筆、19,956㎡です。

詳細につきましては、議案書の5ページから13ページに一覧表にして記載していますのでご確認ください。

以上でございます。

ただ今事務局から説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。

質疑もないようですので、議案第10号を承認する方の挙手を求めます。

(挙 手)

挙手多数により、議案第10号を承認します。

次に、議案第11号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局の説明を求めます。

議案第11号について、非農地証明書の交付願いが提出されましたのでご説明いたします。案件は3件であります。

まず、申請番号6号でございますが、土地は国東町

地目は畑 面積5,60㎡です。

申請人は、東京都世田谷区

歳です。

申請地は畑の法面の部分で、竹が繁茂しており隣地との境界が分かりづらくなっていたため、10年程前に隣地の所有者が倉庫を建築した際に誤って一部にとり込んだものです。土地は農用地

区域内農地です。

本案件は本来なら農地法5条の追認申請すべき案件と思いますが、当該地が畑の耕作面ではなく畔の部分であり、面積も狭いため非農地証明でもよいのではないかと判断しました。

次に、申請番号7号でございますが、土地は安岐町

地目は畑 面積116㎡です。

申請人は、安岐町 歳です。

申請地は、以前はミカン畑として利用されていましたが、18年前に事業をやめ、現在は荒廃し林地化しています。土地は第2種農地です。

次に、申請番号8号でございますが、土地は安岐町

地目は畑 面積690㎡を始めとする合計4筆 合計面積15,915㎡です。

申請人は、安岐町 歳です。

申請地は、以前はミカン畑として利用されていましたが、20年程前から農地として管理されておらず、現状は樹木や雑草が生い茂り原野化しています。土地は農用地区域内農地です。

以上でございます。

続きまして、担当農業委員の説明をお願いします。

申請番号6号について、3番 山本良一 委員に説明をお願いします。

場所は、の旧国道沿いにあります。

さんという方が倉庫を建築した際に誤ってさんの畑を一部取り込んだということで、もともと畔の部分なので問題はないと思います。

次に、申請番号7号について、8番 麻生文則 委員に説明をお願いします。

から西へ200mほど行ったところの道路より左側の低いところです。

さんはここでミカンを栽培していましたが、の造成で立ち退きにあい、ミカンをやめまして、以来荒地となっています。問題はないと思います。

次に、申請番号8号について、31番 工藤節二 委員に説明をお願いします。

■■■■■はお父さんがミカンを栽培してまして、申請地はミカン畑として利用されていましたが、お父さんが亡くなった後は、農地としては利用していません。

現況は荒廃し原野化していますので問題はないと思います。

ただ今事務局並びに担当農業委員から説明がありましたが、質問や意見はありませんか。

質疑もないようですので、議案第11号を承認する方の挙手を求めます。

(挙 手)

挙手多数により、議案第11号を承認します。

次に、議案第12号 平成27年春季農作業標準賃金について、事務局の説明を求めます。

議案第12号 平成27年春季農作業標準賃金について、ご説明いたします。議案書の15ページをご覧ください。

平成27年春季農作業標準賃金につきましては、農繁期賃金、草刈り賃金、10アール当たり耕耘料等、乾燥等利用料金の各項目とも、平成26年の農作業賃金と同額として提案いたしますので、ご審議の程お願いいたします。

ただ今事務局から説明がありましたが、質問や意見はありませんか。

質疑もないようですので、議案第12号を承認する方の挙手を求めます。

(挙 手)

挙手多数により、議案第12号を承認します。

以上で議案の審議を終了いたします。

次に、報告事項があれば、事務局より説明を求めます。

まず、「農地買受適格証明書の交付を受けた者からの農地法第3条許可申請について」報告いたします。議案書の16ページをご覧ください。

平成26年12月25日開催の第12回総会において議決した

議案第60号について、当該買受適格証明書の交付を受けた者が競売物件を落札し、平成27年1月27日に競売入札調書の写しを添えて農地法第3条許可申請の提出がありました。

当該証明書の交付時と事情が異なっているとは認められないので、農地法第3条許可をしたことを報告します。

次に、「農地変更届について」報告いたします。

申請番号1号でございますが、土地は国東町[REDACTED]番 地目は田 面積2419㎡です。

申請人は、国東町[REDACTED]歳です。

申請事由は、国東市により申請地の一部に設置面積22.5㎡の耐震性貯水槽（防火水槽）を設置するということであります。土地は第1種農地です。

ただ今事務局から説明がありましたが、質問や意見はありませんか。

はい。

以上で、本日の総会を終了させていただきます。